

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	長後地区(長後・高倉) (藪鼻、長後、長後通り、上合、高倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、担い手不足が深刻化しており、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。特に、水田については、耕作者の高齢化、水路の老朽化、機械更新に伴う農家の費用負担が大きく、収益性が低いため、水稻を担う農家は少ない現状である。水田も細分化されており、耕作面積が小さいため、営農環境の整備が必要である。

長後・高倉地区は果樹も盛んであるが、黒星病などの害虫被害も見受けられる。また、長後地区については、住宅街に近いこと、農薬散布、音、堆肥の臭いに関する苦情もあり、農作業に支障がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田の維持は難しいため、一部を畑地化することを検討し、水田と畑の区分けにより、営農環境の改善を進める。また、畑地化することで、果樹や露地野菜で拡大意向がある担い手を受け入れていく。
- ・営農意欲の高い新規就農者を積極的に受け入れていく。
- ・個人農家だけでは、限界のため、農業法人への集約も方針のひとつだが、基盤整備が必要となる。
- ・水田は長後駅から徒歩圏内であり、体験型農園に適しているが、トイレや休憩所の整備、農家の負担等、課題がある。
- ・離農した農家のハウスが使用されていないことがあるため、借りたい農家がすぐに借りれるように情報共有を行う。
- ・住宅街に近いことによる苦情については、農家と住民が互いに歩み寄り、農業に対する理解促進を図る。
- ・果樹の害虫被害については、県技術センターや農協が積極的に関わり、指導を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を段階的に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
堰、暗渠、水路の整備、水田の一部畑地化等、担い手のニーズを踏まえ、必要な基盤整備により、農業生産効率の向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域事情を考慮しながら、経営体の確保育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
支援サービスの活用も検討に入れながら、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--